

逗子市安全安心アクションプラン(案)

前期計画

平成 30 年度～平成 34 年度

平成 30 年 3 月

逗子市

目 次

[1]	逗子市安全安心アクションプランの策定について	
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	3
3	計画の推進	4
[2]	逗子市安全安心アクションプラン 防災編	
1	逗子市地域防災計画とアクションプランの関係	5
2	逗子市の被害想定	6
3	基本目標と取組み体系図	13
4	実施計画	15
[3]	逗子市安全安心アクションプラン 防犯編	
1	誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくり	51
2	逗子市の刑法犯罪種別発生件数	51
3	基本目標と取組み体系図	52
4	実施計画	53
付属資料		
逗子市安全安心に関する懇話会運営要綱		60

1 逗子市安全安心アクションプランの策定について

1 策定の趣旨

2015年（平成27年）3月に策定された「逗子市総合計画」では、逗子市のいつまでも変わることのない理想像と将来像の実現に向け、「5本の柱」とそれそれを分類した「取り組みの方向」が定められました。

「逗子市安全安心アクションプラン」は、5本の柱の一つである「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」を実現するため、取り組みの方向である「災害に強く、犯罪のない安全なまち」を基本構想とし、ここから導き出された4つの方向を基本目標と定め、目標達成に向け、必要と考えられる事業を各分野より抽出し、行動計画として策定するものです。

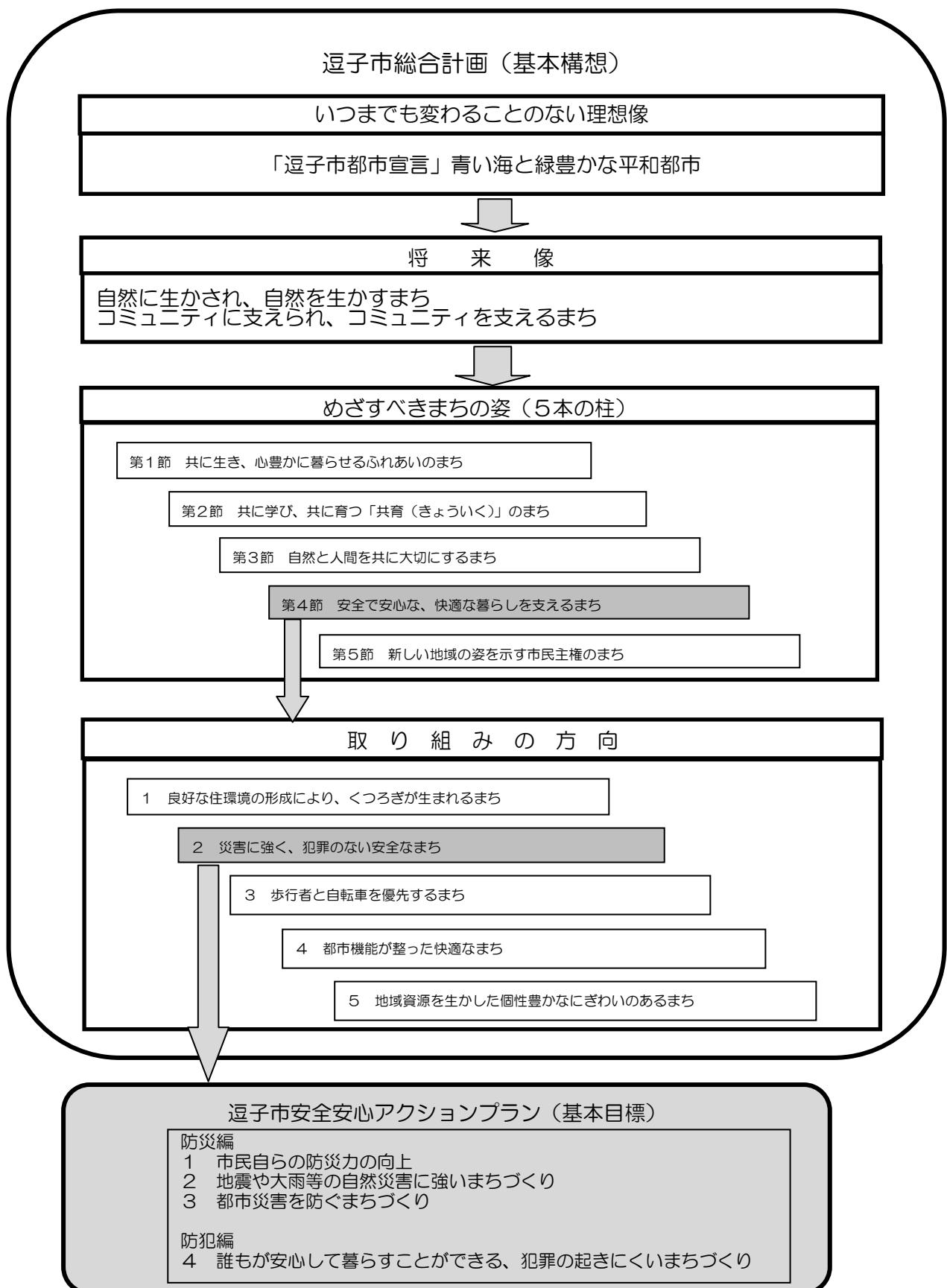
なお、逗子市安全安心アクションプランは基本目標の内容に伴い、防災編と防犯編の2部構成とします。

「災害に強く、犯罪のない安全なまち」への取り組みの方向（逗子市総合計画より）

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織の充実及び避難行動要支援者に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図ります。さらに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭い道路の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

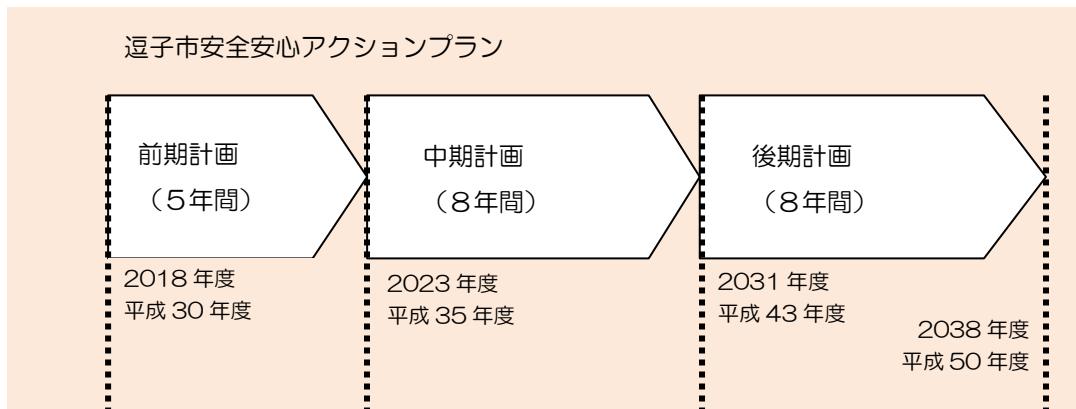
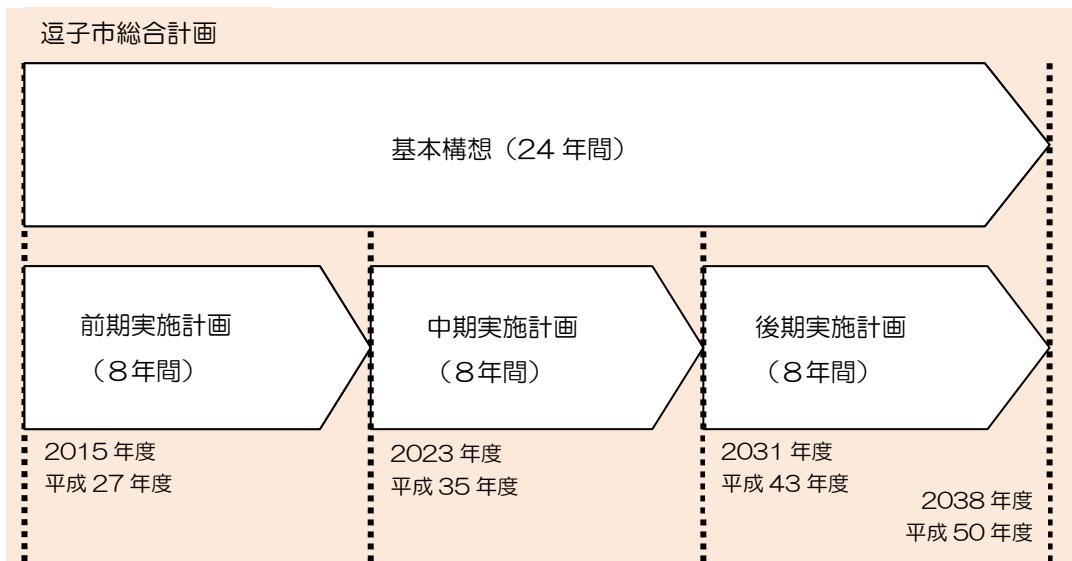
●逗子市総合計画と逗子市安全安心アクションプランの関係



2 計画の期間

現在の総合計画は、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間としています。このことから、個別計画として策定する逗子市安全安心アクションプランも総合計画と整合性を図るため、全体の計画期間をプラン策定年度から2038年度（平成50年度）までとします。また、全体の計画期間を前期・中期・後期と区切り、前期は5年、中期・後期は8年毎に見直す計画とします。

●計画期間のイメージ図



3 計画の推進

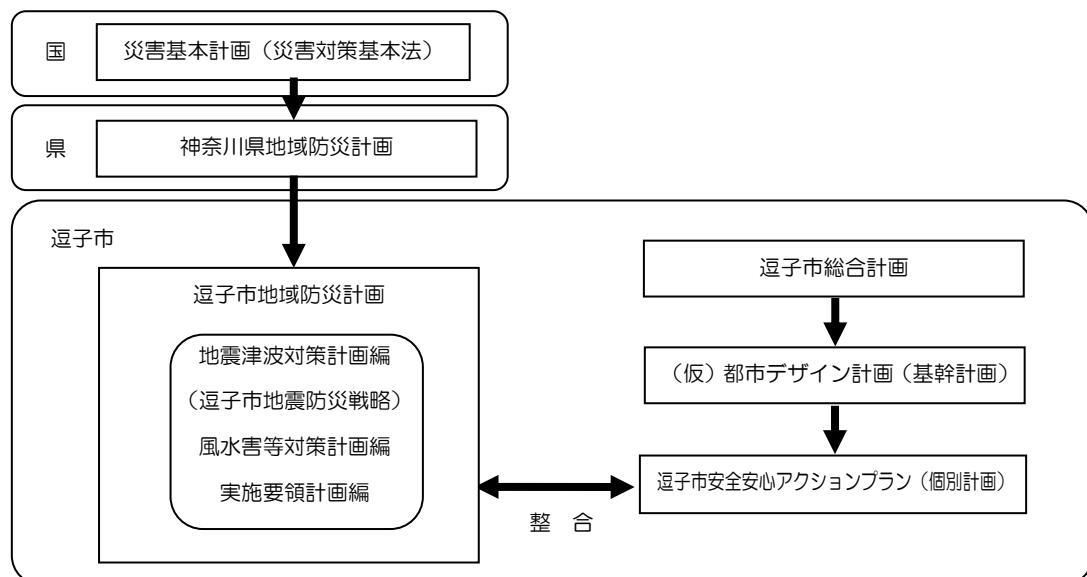
- (1) 逗子市安全安心アクションプランに位置付けられた事業（以下「事業」という。）
は、逗子市総合計画、地域防災計画と整合を図りながら推進を図ります。
- (2) 事業を適切に実施していくために、進行管理や評価を行います。
- (3) 事業は次のとおり分類します。（13、14、52頁参照）
 - ①総合計画実施計画に位置付けられたリーディング事業（A事業）
 - ②基幹計画（（仮称）都市デザイン計画：2018.3月現在未策定）策定時に位置付
けられる予定の、重要（重点的に行う）事業（B事業）
 - ③その他事業（C事業）
- (4) 各事業の前年度の進行等について評価し、「逗子市安全安心に関する懇話会」を
開催し意見聴取を行い、進行管理します。
- (5) A事業については「逗子市安全安心に関する懇話会」での意見聴取後、基幹計画
の懇話会に報告し、進行管理を行います。（基幹計画が策定されるまでの間は総合
計画審議会に報告し、進行管理を行います。）
- (6) B事業については「逗子市安全安心に関する懇話会」での意見聴取後、基幹計画
の懇話会に報告し、進行管理を行います。（基幹計画が策定されるまでの間は「逗
子市安全安心に関する懇話会」で進行管理を行います。）

② 逗子市安全安心アクションプラン 防災編

1 逗子市地域防災計画と逗子市安全安心アクションプランの関係

逗子市では災害対策基本法に基づき、逗子市地域防災計画を策定し、地震、津波、風水害等の災害に対する対応方針、減災目標を定めています。

逗子市安全安心アクションプラン防災編は、地域防災計画において記載されている取組み・施策の中で、「災害に強く、犯罪のない安全なまち」の実現に関する事項について、「なにを、いつまでに、どのようにするか」という時期的目標を具体的に示したものです。なお、全ての取組み・施策について、可能な限り数値目標を定め、着実な実施と減災効果を求めるものとします。



2 逗子市の被害想定

(1) 地震津波による被害の想定

神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査委員会）結果による「三浦半島断層群の地震」、「大正型関東地震」、「東海地震」の被害想定は次のとおりです。

ア 三浦半島断層群の地震

(ア) 震度

三浦半島断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の地震で、本市における想定地震動は震度6強となっています。

(イ) 発生確率

30年以内の発生確率は6～11%とされています。

(ウ) 津波高

相模湾内では、1m以下と想定されています。

(エ) 被害

人的被害は、死者50人、重傷者50人、中等症者40人、軽症者310人と想定されています。

建物の被害は、全壊棟数が1,080棟、半壊棟数が3,250棟と想定されています。

火災については、焼失棟数は410棟と想定されています。

避難者は、1日目から3日目までは10,990人、4日目から1ヶ月後までは8,340人と想定されています。

イ 大正型関東地震

(ア) 震度

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震で、本市における想定地震動は震度6強となっています。

(イ) 発生確率

30年以内の発生確率はほぼ0%～5%で、発生間隔は200～400年とされています。

(ウ) 津波高

逗子では5.5m（11分後）、小坪では6.1m（9分後）とされています。

(エ) 被害

人的被害は、死者1,860人、重傷者120人、中等症者840人、軽症者980人と想定されています。

建物の被害は、全壊棟数が4,100棟、半壊棟数が5,570棟と想定されています。

火災については、出火件数は10件と想定され、焼失棟数は1,030棟と想定されています。

避難者は、1日目から3日目までは29,510人、4日目から1週間後までは28,380人、1ヶ月後は20,650人と想定されています。

ウ 東海地震

(ア) 震度

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0クラスの地震で、本市における想定地震動は震度5弱となっています。

(イ) 発生確率

南海トラフ地震は、30年以内の発生確率は70%程度とされています。
(東海地震は、南海トラフ地震の一部)

(ウ) 津波高

逗子では3m(67分後)、小坪では3.5m(91分後)とされています。

(エ) 被害

人的被害は、死者180人、中等症者20人、軽症者20人と想定されています。

建物の被害は、全壊棟数が610棟、半壊棟数が1,870棟と想定されています。

避難者は、1日目から1週間後までは8,340人、1ヶ月後は4,510人と想定されています。

被害想定結果一覧

項目		想定地震	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震	東海地震
モーメントマグニチュード(Mw)			7.0	8.2	8.0
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	1,040	3,980	0
		液状化	30	90	*
		急傾斜地崩壊	30	40	0
		津波	0	270	610
		(ダブルカウント) ^{※1}	20	280	0
		計	1,080	4,100	610
	半壊棟数	揺れ	3,210	470	0
		液状化	40	150	*
		急傾斜地崩壊	70	100	0
		津波	0	1,500	1,870
		(ダブルカウント) ^{※1}	70	0	0
		計	3,250	5,570	1,870
火災	出火件数(箇所)		*	10	0
	焼失棟数(棟)		410	1,030	0
死傷者数 (人)	死者数	建物被害	40	160	0
		急傾斜地崩壊	*	*	0
		屋外落下物	0	0	0
		ブロック塀等	*	10	0
		屋内収容物	*	10	0

		火災	*	*	0
		津波※2	-	1,670	180
		計	50	1,860	180
	重症者数	建物被害	20	60	0
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		屋外落下物	0	0	0
		ブロック塀等	20	30	0
		屋内収容物	*	10	0
		火災	-	-	-
		津波※2	-	20	*
		計	40	120	*
	中等症者数	建物被害	190	450	0
		急傾斜地崩壊	*	*	0
		屋外落下物	*	*	0
		ブロック塀等	110	170	0
		屋内収容物	20	90	*
		火災	-	-	0
		津波※2	-	120	20
		計	310	840	20
	軽症者数	建物被害	310	550	0
		急傾斜地崩壊	*	*	0
		屋外落下物	*	20	0
		ブロック塀等	100	150	0
		屋内収容物	30	130	0
		火災	-	-	-
		津波※2	-	120	20
		計	430	980	20
避難者数 (人)	1日目～3日目		10,990	29,510	8,340
	4日目～1週間後		8,340	28,380	8,340
	1ヶ月後		8,340	20,650	4,510
帰宅困難 者数 (人)	直後		2,020	2,020	2,020
	1日後		2,020	2,020	2,020
	2日後		2,020	2,020	0
自力脱出困難者数（要救出者数）(人)			16,710	660	0
ライフラ イン	上水道	被害箇所数（箇所）	40	150	0
		断水人口（人）	16,710	34,620	0
	下水道	被害延長（km）	10	20	*
		機能支障人口（人）	2,930	4,830	430

	都市ガス	供給停止件数（戸）	0	22,380	0
	L P ガス	供給支障数（戸）	50	70	0
	電力	停電件数（軒）	41,470	41,470	41,470
	通信	不通回線数（回線）	21,810	21,430	21,880
その他	エレベータ停止（台）		50	50	0
	災害廃棄物	建物被害（万トン）	32	95	16

※1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分であり、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※2 冬の平日深夜（午前0時）の発災。木造建物に全壊被害が無い場合は2階部分に避難できるものとした。

※ *：わずか（計算上0.5 以上10 未満） 0：計算上0.5 未満は0 -：データなし。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入（交通被害を除く）しているため、合計は合わないことがある。

※ 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、死者数を除きデータなし。

(2) 風水害による被害の想定

市は、梅雨期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れや土石流、地すべりなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域について、県が指定した「土砂災害警戒区域」などを基に土砂災害ハザードマップを作成しています。

市が作成した土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地）、土砂災害特別警戒区域（土石流）、急傾斜地崩壊危険区域、田越川が氾濫した場合や内水による浸水想定区域を表示しています。

ア 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

県が指定した土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は次のとおりです。

平成29年2月24日現在

区分	所在地	箇所数
土砂災害警戒区域（土石流）	桜山5～8丁目、沼間1～6丁目、池子池子・3～4丁目、久木7・9丁目、小坪1～3丁目、新宿4～5丁目	45
土砂災害警戒区域（急傾斜地）	逗子1～2・4・7丁目、桜山4～9丁目、沼間1～6丁目、池子池子・1～4丁目、山の根1～3丁目、久木1～9丁目、小坪1～7丁目、新宿2～5丁目	119
土砂災害特別警戒区域（土石流）	桜山7～8丁目、沼間1～6丁目、池子3～4丁目、久木7・9丁目、小坪3丁目、新宿5丁目	20
急傾斜地崩壊危険区域	桜山5～9丁目、沼間1～4丁目・6丁目、池子2～3丁目、山の根1～3丁目、久木2・4～7・9丁目、小坪1～2・4～7丁目、新宿4丁目	60

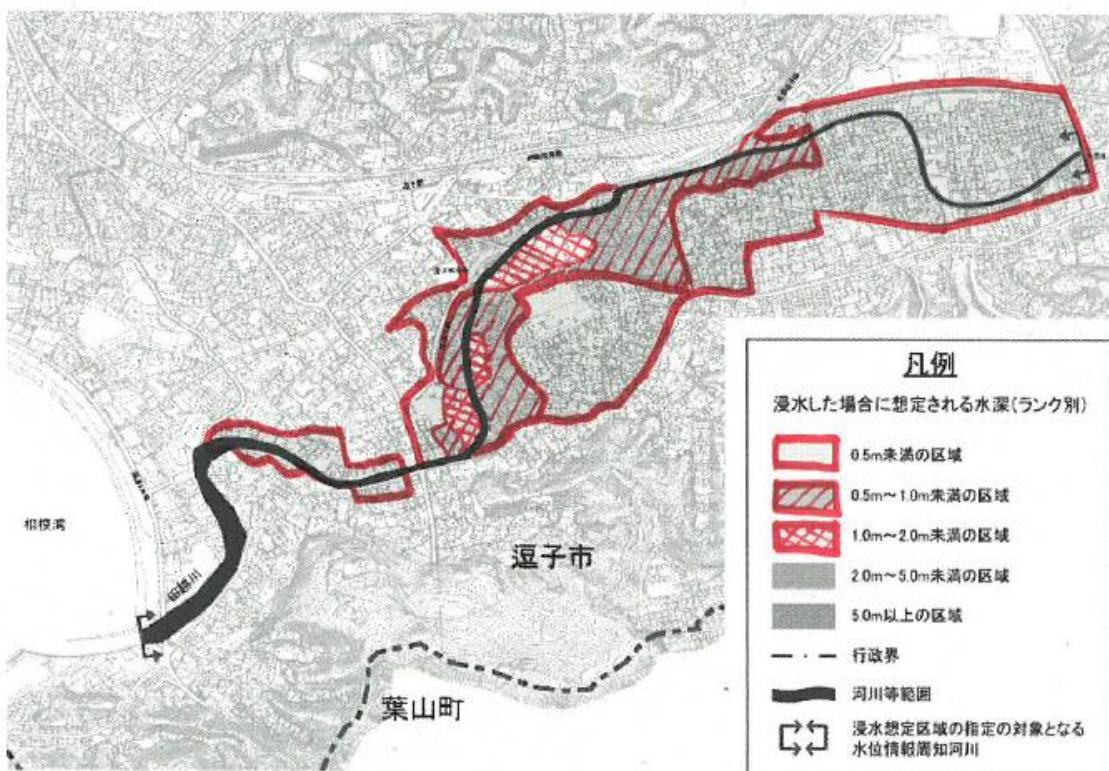
イ 田越川の浸水想定

水防法第14条では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、大雨等により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定することとされています。

この法に基づき、県は、田越川を浸水想定区域の指定対象河川に指定しています。

(ア) 田越川浸水想定区域図

50年に1回程度の確率で発生する規模の大河（時間最大雨量82mm）により、田越川が氾濫した場合の浸水想定区域図は次のとおりです。



(イ) 浸水想定区域内の避難対象世帯数は次のとおりです。

浸水想定区域	避難対象世帯（人数）
逗子2~7丁目、桜山1~3丁目、久木1丁目	約3,200世帯(約7,100名)

(ウ) 田越川の水位と避難に関する情報

市では県から伝えられる田越川の水位情報を総合的に勘案し、氾濫の危険性が高まった場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

の避難に関する情報を発令します。

田越川の水位 (T. P. m) (堰橋地点)		避難情報の発令の目安
氾濫危険水位	2.70	避難勧告又は避難指示（緊急）
避難判断水位	2.55	避難準備・高齢者等避難開始
氾濫注意水位	2.20	消防団の出場目安
水防団待機水位	1.70	水防警報（出動準備）

3 基本目標と取組み体系図

【基本目標1】市民自らの防災力の向上		
【取組み1】防災知識の普及啓発	部一章一節	事業分類
【アクション1】ハザードマップの改訂・配布	3-9-1	C
【アクション2】防災ハンドブックの改訂・配布	3-9-1	C
【アクション3】啓発資料等の作成・配布	3-9-1	B
【アクション4】自主防災組織等に対する防災講話、お出かけ円卓フォーラムの実施	3-9-1	C
【アクション5】防災講演会の開催	3-9-1	C
【アクション6】初期消火方法等の普及啓発	3-10-1	C
【取組み2】自主防災活動の促進		
【アクション7】自主防災組織との連携	3-10-1	C
【アクション8】自主防災組織等の育成・組織率の向上	3-10-1	C
【アクション9】防災リーダーの育成	3-10-1	C
【アクション10】避難所運営委員会等との連携	3-3-6	C
【アクション11】各小学校区住民自治協議会との連携	-	C
【アクション12】地区防災計画の作成支援	-	B
【取組み3】防災訓練の充実		
【アクション13】防災訓練の実施	3-9-2	C
【アクション14】津波避難訓練の実施	3-9-2	C
【アクション15】情報受伝達訓練の実施	3-9-2	C
【アクション16】地域が行う訓練等への協力（地域の訓練、避難所運営訓練）	3-10-1	C
【アクション17】シェイクアウト訓練の実施	-	C
【取組み4】要配慮者等に対する対策		
【アクション18】個別支援プランの作成依頼	3-5-7	A
【アクション19】避難支援体制の検討	2-5-6	A
【アクション20】要配慮者に配慮した訓練の実施	3-9-2	C
【アクション21】要配慮者の避難支援生活支援に関する取組み	4-5-9	C
【基本目標2】地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり		
【取組み1】情報伝達体制の整備		
【アクション22】防災行政無線のデジタル化	2-5-4	B
【アクション23】戸別受信機の整備	3-2-2	C
【アクション24】MCA無線の配備	3-2-2	C
【アクション25】防災情報システム（テレホンサービス、市HP、メール配信など）の整備	3-2-2	C
【取組み2】避難対策		
【アクション26】津波避難計画の策定	2-5-6	B
【アクション27】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	-	B

【アクション 28】避難所運営に必要な物資・資機材の整備	3-2-3	C
【アクション 29】津波避難ビルの指定	2-5-5	C
【アクション 30】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	3-3-2	B
【アクション 31】標識等の整備（津波避難案内表示板、標高表示など）	2-5-4	C
【アクション 32】マンホールトイレの整備	-	C
【アクション 33】避難所施設への再生可能エネルギー導入の検討	3-3-4	C
【取組み3】防災備蓄の充実		
【アクション 34】食料・飲料水の備蓄	3-2-3	C
【アクション 35】災害対策用指定井戸の確保	3-2-3	C
【アクション 36】災害時協定の締結	3-2-3	B
【取組み4】帰宅困難者対策の推進		
【アクション 37】一斉帰宅抑制の周知	3-4-1	C
【アクション 38】一時滞在施設の確保	3-4-2	C
【アクション 39】帰宅困難者用飲料水等の備蓄	3-4-2	C
【アクション 40】駅周辺事業者等との連携強化	3-4-2	C
【取組み5】事業所の防災活動の促進		
【アクション 41】事業所が行う防災活動支援	3-10-2	C
【アクション 42】事業所が策定する各種計画の策定支援	3-10-2	C
【基本目標3】都市災害を防ぐまちづくり		
【取組み1】消防力の整備・強化		
【アクション 43】消防車両・資機材の整備強化	3-2-1	C
【アクション 44】消防団の拡充、消防団詰所の整備	3-2-1	C
【アクション 45】消防水利の整備	3-2-1	C
【取組み2】広域応援受入体制の整備		
【アクション 46】消防広域化へ向けた検討・調整	3-2-4	C
【アクション 47】災害時応援協定の締結	3-2-4	C
【アクション 48】臨時ヘリポートの整備	3-2-4	C
【アクション 49】ヘリサイン表示の整備	3-2-4	C
【取組み3】救急・救助体制の整備		
【アクション 50】救急・救助用資機材の強化	3-2-6	C
【アクション 51】医療機関との協議	3-2-6	C
【アクション 52】防災関係機関との連携及び訓練の実施	3-2-6	C

(※ 部一章一節は、地域防災計画（地震津波対策計画編）記載箇所)

4 実施計画

【基本目標1】市民自らの防災力の向上

取組み1	防災知識の普及啓発
目的	住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、「自助」「共助」を基本とした市民の防災意識を向上させ、市民自らの防災力の向上を図る。
対象	市民
主な取組み項目	<p>【アクション1】ハザードマップの改訂・配布 【アクション2】防災ハンドブックの改訂・配布 【アクション3】啓発資料等の作成・配布 【アクション4】自主防災組織等に対する防災講話、円卓フォーラム等の実施 【アクション5】防災講演会の開催 【アクション6】初期消火方法等の普及啓発</p>

■ 【アクション1】ハザードマップの改訂・配布

【C事業】

取組み概要		神奈川県が作製する津波浸水予測図及び土砂災害警戒区域等指定箇所一覧を参考に、津波ハザードマップ及び土砂災害等ハザードマップを改訂し、市民に配布する。				
目標	達成目標	最新の情報が記載されたハザードマップの配布により、市内に予測される災害の発生地点、避難経路、避難場所などが市民に理解されている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	津波ハザードマップの改訂・配布（新たな津波浸水予測図が出された場合） 土砂災害等ハザードマップの改訂・配布（新たに土砂災害の指定がなされた場合）				

■ 【アクション2】防災ハンドブックの改訂・配布

【C事業】

取組み概要		地震等の自然災害への備えや対策等を記載した防災ハンドブックを改訂・配布し、市民の防災意識の向上と「自助」「共助」による防災体制の強化等を図る。				
目標	達成目標	防災ハンドブックの配布により、地震等の自然災害への備えや対策等が理解され、防災意識の向上及び「自助」「共助」による防災体制の強化が図られている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	防災ハンドブックの見直し			改訂・配布	

■ 【アクション3】啓発資料等の作成・配布

【B事業】

取組み概要		防災に関する啓発資料を作成し、防災安全課窓口やイベント時に市民に配布し、防災に関する理解を促進し、市民の防災意識の向上を図る。				
目標	達成目標	防災に関する啓発資料の作成配布により、市民の防災に関する理解の促進及び防災意識の向上が図られ、災害発生時に適切な行動ができる等、市民自らの防災力の向上が図られている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	自主防災組織等に関する啓発資料作成	帰宅困難者対策に関する啓発資料作成	土砂災害対策に関する啓発資料作成	地震・津波対策に関する啓発資料作成	

■ 【アクション4】自主防災組織等に対する防災講話、お出かけ円卓フォーラムの実施
【C事業】

取組み概要		学校等を対象とした防災講話や自主防災組織等の依頼によるお出かけ円卓フォーラムの実施により、防災に関する理解を促進するとともに、市民の防災意識の向上を図る。				
目標	達成目標	防災講話やお出かけ円卓フォーラムの実施により、市民の防災に関する理解の促進及び防災意識の向上が図られ、災害発生時に適切な行動が行える等、市民自らの防災力の向上が図られている。				
	数値目標	年間依頼数 12 件以上				
取組み内 容	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
	内 容	防災講話の実施（学校等を対象） 円卓フォーラムの実施（自主防災組織等対象）				

■ 【アクション5】防災講演会の開催

【C事業】

取組み概要		防災をテーマとした講演会を開催して、市民の防災意識の向上を図る。				
目標	達成目標	防災講演会の実施により、市民の防災に関する理解の促進及び防災意識の向上が図られ、災害発生時に適切な行動が行える等、市民自らの防災力の向上が図られている。				
	数値目標	講演会の参加者数 100 名以上				
取組み内 容	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
	内 容	防災講演会の開催（1 回／年）				

■ 【アクション6】初期消火方法等の普及啓発

【C事業】

取組み概要		事業所、自主防災組織等、学校教員等に対して、火災予防（防火）教室を計画的に実施するほか、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、初期消火方法や応急手当の方法の普及により、災害時における応急救護能力の向上を図る等、市民自らの防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	多くの市民が、初期消火方法やAEDの使用方法など、いのちを守るために必要な知識と技能を習得している。				
	数値目標	火災予防（防火）教室の実施回数 80回／年以上				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	火災予防教室の開催				
		防火教室の開催				
		総合防災訓練時の普及啓発				
		避難所運営訓練等の場を活用した普及啓発				

取組み2	自主防災活動の促進
取組みの目的	各地域において自主的、組織的な災害対策活動が行えるよう、自主防災組織等及び避難所運営委員会等の拡大・活性化を図る。
対象	市民、自治会・町内会、避難所運営委員会、住民自治協議会
主な取組み項目	<p>【アクション7】自主防災組織との連携</p> <p>【アクション8】自主防災組織等の育成・組織率の向上</p> <p>【アクション9】防災リーダーの育成</p> <p>【アクション10】避難所運営委員会等との連携</p> <p>【アクション11】各小学校区住民自治協議会との連携</p> <p>【アクション12】地区防災計画の作成支援</p>

■ 【アクション7】自主防災組織との連携

【C事業】

取組み概要		自主防災組織への情報提供、防災知識の普及、補助金の交付等により自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織との連携により活動の活発化を図り、地域の防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	自主防災組織が活発に活動し、地域の防災力の向上が図られている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	自主防災組織への情報提供				
		自主防災組織への防災知識の普及				
		自主防災組織補助金交付				

■ 【アクション8】自主防災組織等の育成・組織率の向上

【C事業】

取組み概要		自主防災組織結成の手引きを活用し、未結成地区に対して結成を呼びかけるとともに、未加入者に対する加入促進等、自主防災組織等の加入率（加入世帯数／市内全世帯数）の向上を図る。				
目標	達成目標	各自治会・町内会に自主防災組織等が結成され、活発な活動がなされている。				
	数値目標	自主防災組織加入率 【現況】74%→【目標】2022（平成34）年度末80%				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	未結成地区に対する自主防災組織に結成呼びかけ				
		自主防災組織等未加入者に対する加入促進				

■ 【アクション9】防災リーダーの育成

【C事業】

取組み概要		県と連携し防災リーダーの育成を図るとともに、自主防災組織等への女性の参画を促進し、自主防災組織等の育成・強化を図る。				
目標	達成目標	災害時に活動できる人材を育成するとともに、日頃から地域防災の中心的役割を担う防災リーダーを増やすことにより、地域防災力の向上が図られている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	自主防災組織等リーダーを対象とした研修会の実施				
		女性に対する自主防災組織等への参加の呼びかけ				

■ 【アクション 10】避難所運営委員会等との連携

【C事業】

取組み概要		各小学校区で開催される避難所運営委員会への出席、訓練への協力、補助金の交付等によりその活動を支援するとともに、避難所運営委員会と連携して活動の活発化を図り、災害発生時の避難所運営体制の強化を図る。				
目標	達成目標	災害時における避難所の開設・運営要領、地域住民の役割が理解されているとともに、災害発生時の避難運営が円滑に行われるための体制ができている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容	避難所運営委員会での情報提供				
		避難所運営訓練への協力				
		補助金交付				
		避難所運営委員会連絡協議会の開催				

■ 【アクション 11】各小学校区住民自治協議会との連携

【C事業】

取組み概要		各小学校区住民自治協議会との防災施策等に関する情報提供や意見交換などによる情報共有を行い、地域の防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	各小学校区住民自治協議会との情報共有が行われ、協力体制が確立されている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容	(必要により) 住民自治協議会への出席				
		(必要により) 住民自治協議会への防災関連資料の配布				

■ 【アクション 12】地区防災計画の作成支援

【B事業】

取組み概要		地域住民が行う自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援し、地域の防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	5小学校区全てに地区防災計画が作成されている。				
	数値目標	地区防災計画の作成率【現況】0／5→【目標】5／5				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容	「作成の手引き」作成 地区防災計画に関する地域への説明（各小学校区住民自治協議会）		地域が行う地区防災計画の作成支援		地域防災計画（地区防災計画編）の作成

取組み③	防災訓練の充実
目的	各種防災訓練を実施し、市民の大規模地震発生時の対応力を高めるとともに、「自助」「共助」を基本とした地域の防災力の向上を図る。
対象	市民（自治会・町内会、避難所運営委員会等）、各関係機関
主な取組み項目	<p>【アクション13】防災訓練の実施</p> <p>【アクション14】津波避難訓練の実施</p> <p>【アクション15】情報受伝達訓練の実施</p> <p>【アクション16】地域が行う訓練等への協力（地域の訓練、避難所運営訓練）</p> <p>【アクション17】シェイクアウト訓練の実施</p>

■ 【アクション13】防災訓練の実施

【C事業】

取組み概要		総合防災訓練を実施し、市民の大規模地震発生時の対応力を高めるとともに、市民と関係機関の協力体制を高め、地域の防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	総合防災訓練に多くの市民が参加し、地域の防災力が向上している。				
	数値目標	訓練参加者 1,000 人以上				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	総合防災訓練の実施				

■ 【アクション14】津波避難訓練の実施

【C事業】

取組み概要		津波避難訓練を実施し、市民、海浜利用者及び海岸関係者等の津波等発生時の対応力を高める。 県と合同で訓練を実施する場合は、自衛隊、警察、消防及びライフセーバー等による救助訓練を実施する。				
目標	達成目標	市が計画する津波避難訓練等に多くの市民が参加し、地域の防災力が向上している。関係機関との「顔の見える関係」が構築されている。				
	数値目標	訓練参加者 1,000 人以上				
取組み内容	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
	内 容	沿岸住民、海浜利用者、海岸関係事業所を対象とした訓練の実施（7 月頃）				
		市民、学校、事業所を対象とした訓練の実施（11 月頃）				
		県と合同による訓練の実施（県との調整により実施）				

■ 【アクション15】情報受伝達訓練の実施

【C事業】

取組み概要		総合防災訓練、避難所運営訓練の場を活用して情報受伝達訓練を行うとともに、MCA無線を配備している施設との交信訓練を定期的に実施する。				
目標	達成目標	災害発生時に、MCA無線による避難施設等との災害情報の連絡通信が行える。				
	数値目標	—				
取組み内容	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
	内 容	総合防災訓練、避難所運営での実施				
		県（国）が行う情報伝達訓練への参加				
		MCA無線による情報伝達訓練の実施				
	(20~30 施設)	(20~30 施設)	(20~30 施設)	(20~30 施設)	(20~30 施設)	(20~30 施設)

■ 【アクション16】地域が行う訓練等への協力（地域の訓練、避難所運営訓練）

【C事業】

取組み概要		地域（自主防災組織等、避難所運営委員会等）、市内公共施設、事業所等が計画する訓練に、職員派遣や助言、関係機関等との調整等の協力をを行い、地域の防災力の向上を図る。				
目標	達成目標	地域、公共施設、事業所等において訓練等が活発に行われている。				
	数値目標	協力依頼年間 10 件				
	年度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内容	内容	避難所運営訓練への協力				
		地域（自主防災組織）が行う訓練への協力				
		学校・事業所等が行う訓練への協力				

■ 【アクション17】シェイクアウト訓練の実施

【C事業】

取組み概要		県が計画するかながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）に合わせ、シェイクアウト訓練を実施する。 実施にあたっては、市や自主防災組織等が計画する防災訓練や各種イベント訓練の場を活用するとともに、小中学校、事業者に参加を呼びかける。				
目標	達成目標	市民が地震発生時に安全確保行動を行うことができる。				
	数値目標	シェイクアウト訓練の参加者数 【目標】10,000 人				
	年度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内容	内容	県と連携してのシェイクアウト訓練実施の呼びかけ（事業所、学校等）				
		市が主催する訓練へのシェイクアウト訓練の取り入れ（津波避難訓練など）				

取組み4	要配慮者等に対する対策
目的	避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要配慮者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図り、地域の安全・安心体制を強化する。
対象	要配慮者、自主防災組織等、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体、消防本部及び警察
主な取組み項目	<p>【アクション18】個別支援プランの作成依頼</p> <p>【アクション19】避難支援体制の検討</p> <p>【アクション20】要配慮者に配慮した訓練の実施</p> <p>【アクション21】要配慮者の避難支援生活支援に関する取組み</p>

■ 【アクション18】個別支援プランの作成依頼

【△事業】

取組み概要		災害時に支援活動を円滑に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に必要な範囲で名簿情報を提供する。また、要配慮者への同意確認及び自主防災組織等への制度説明を進めるとともに、個別支援プラン作成を依頼する。				
目標	達成目標	要配慮者それぞれの個別支援プランが作成されている。				
	数値目標	個別支援プラン作成率 2022（平成34）年度末 30%				
取組み内 容	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	避難行動要支援者名簿の修正				
		新規リスト掲載者への同意確認				
		避難行動要支援者同意者名簿の修正				
		名簿情報の提供・個別支援プラン作成依頼				
		制度説明の実施				

■【アクション19】避難支援体制の検討

【A事業】

取組み概要		自治会・自主防災組織等が未結成である地区に対する避難支援体制を構築する。				
目標	達成目標	避難支援を必要とする要配慮者に關し、その避難支援体制が漏れることなく整っている。				
	数値目標	避難行動要支援者名簿の地域への配布達成率 100%				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	自主防災組織等未結成地区の避難支援体制検討				
		自主防災組織等未結成地区要配慮者への対応				
		制度実施上の問題点の把握・改善策検討				

■ 【アクション20】要配慮者に配慮した訓練の実施

【C事業】

取組み概要		障がい者団体等と連携して、要配慮者に対し、市や地域が計画する防災訓練への参加・参画を呼びかけるとともに、訓練実施に際しては、要配慮者の特性に応じた支援が行えるよう、車いす、手話、絵カードによるコミュニケーションなどを体験し、相互理解が深まるよう訓練要領を工夫する。				
目標	達成目標	市及び地域が主催する防災訓練に多くの要配慮者が参加・参画し、相互理解を深め、地域でお互いに支え合える環境が構築されている。				
	数値目標	要配慮者が参加する訓練の実施回数 6回以上／年				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	地域（避難所運営委員会など）に要配慮者が参加・参画する訓練実施の呼びかけ				
		要配慮者関係団体に防災訓練や地域行事等への積極的参加を呼びかけ				
		要配慮者に配慮した訓練の実施				

■ 【アクション21】要配慮者の避難支援生活支援に関する取組み

【C事業】

取組み概要		一般的な避難施設では避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉施設と協定を締結するとともに、要配慮者の特性に配慮した備蓄品の整備を行う等、要配慮者の避難支援生活支援体制を構築する。				
目標	達成目標	要配慮者の避難支援生活支援体制の構築が完了している。				
	数値目標	福祉避難所の指定件数【現況】5件→【目標】7件				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容					
		福祉施設と災害時の要配慮者受入に関する協定の締結				
			福祉施設を災害時に福祉避難所として使用できるよう協定の締結			
			要配慮者受入施設の備蓄品の整備			
			要配慮者受入施設の周知			

【基本目標2】地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり

取組み1	情報伝達体制の整備
目的	災害発生時に市民に対し適切な情報提供を迅速に行うため、防災行政無線のデジタル化、戸別受信機の交換・増設、MCA無線の配備などによる情報伝達手段の充実を図る。
対象	市民、教育機関、公共施設、関係協力機関
主な取組み項目	【アクション22】防災行政無線のデジタル化 【アクション23】戸別受信機の整備 【アクション24】MCA無線の配備 【アクション25】防災情報システム（テレホンサービス、市HP、メール配信など）の整備

■ 【アクション22】防災行政無線のデジタル化

【B事業】

取組み概要		無線通信規則の改訂に伴い、現在使用中の機器の一部規格が平成34年12月以降使用できなくなることから、アナログ波からデジタル波に切り替える。				
目標	達成目標	防災行政無線をデジタル波に切り替える。（親局1、子局53）				
	数値目標	平成34年（2022年）11月までにデジタル化完了				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	仕様検討	実施設計 契約締結	第1期工事	第2期工事	第3期工事

■ 【アクション23】戸別受信機の整備

【C事業】

取組み概要		防災情報を早期かつ確実に伝達する必要がある公共施設等に戸別受信機を設置するとともに、デジタル化にあわせ機器を更新する。また、交換周期（7年）に合わせ、機器を交換する。				
目標	達成目標	各公共施設に戸別受信機が設置され、機器が良好な状態に保持されている。				
	数値目標	平成34年（2022年）11月までに更新完了				
	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容			デジタル化に伴う更新 (22機更新)	(22機更新)	

■ 【アクション24】MCA無線の配備

【C事業】

取組み概要		市内公共施設、教育施設（私立学校、幼稚園等含む。）、福祉施設、津波避難ビル及び関係協力機関にMCA無線機を配備し、災害情報の連絡体制を確立する。				
目標	達成目標	市内に所在する全公共施設、教育施設、福祉施設、津波避難ビルにMCA無線が配備されている。				
	数値目標	津波避難ビルへの配備率100%				
	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	新たに指定した津波避難ビルに配備する				

■ 【アクション25】防災情報システム（テレホンサービス、市HP、メール配信など）の整備

【C事業】

取組み概要		テレホンサービス、市HPにより市民情報を提供するシステムを整備するとともに、地域安心安全情報共有システムの普及により、住民の地域の防災に関する情報の共有化を図る。				
目標	達成目標	地域安心安全情報共有システムに多くの市民が登録し、地域の防災に関する情報の共有が図られている。				
	数値目標	地域安心安全情報共有システム登録者数 【現況】12,588人→【目標】14,000人				
取組み内 容	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	地域安心安全情報共有システムの普及、登録の奨励				
		防災行政無線テレホンサービスの普及				
		市HPへの防災情報の掲載				

取組み2	避難対策
目的	津波避難計画の策定、指定緊急避難場所等の指定と住民への周知及び避難所運営に必要な物資・資機材の整備などにより、災害発生時に迅速に避難するための体制を確立する。
対象	市民、教育機関、公共施設、関係協力機関
主な取組み項目	<p>【アクション26】津波避難計画の策定</p> <p>【アクション27】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>【アクション28】避難所運営に必要な物資・資機材の整備</p> <p>【アクション29】津波避難ビルの指定</p> <p>【アクション30】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援</p> <p>【アクション31】標識等の整備（津波避難案内表示板、標高表示など）</p> <p>【アクション32】マンホールトイレの整備</p> <p>【アクション33】避難所施設への再生可能エネルギー導入の検討</p>

■ 【アクション26】津波避難計画の策定

【B事業】

取組み概要		津波発生時における適切な避難対策を実施するため、新たな津波浸水予測図を踏まえ、津波来襲時の避難行動の基本的方針となる津波避難計画を策定する。				
目標	達成目標	津波避難計画が策定され、適時見直しがなされている。				
	数値目標	2019年までに計画が完成している。				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	計画策定			計画の見直し・修正	

■ 【アクション27】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

【B事業】

取組み概要		指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等を進め、緊急の避難場所と避難所の区別を明確にし、住民に周知する。					
目標	達成目標	災害種別毎に指定する、指定緊急避難場所及び指定避難所について住民が理解し、災害発生時に迅速な対応ができる。					
	数値目標	—					
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	
取組み内 容	内 容	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
		指定緊急避難場所及び指定避難所の住民への周知					
		広域避難場所への表示板設置					
		指定緊急避難場所への表示板設置					
		指定避難場所への表示板設置					

■ 【アクション28】避難所運営に必要な物資・資機材の整備

【C事業】

取組み概要		避難所に防災倉庫を設置する等、備蓄品の保管場所を確保するとともに、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄の充実を図る。					
目標	達成目標	各避難所の防災倉庫（備蓄スペース）に、必要な飲料水や食料等が備蓄されている。					
	数値目標	—					
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	
取組み内 容	内 容	各避難所への飲料水・食料・毛布等の備蓄・更新					
		各避難所の防災備蓄品リストの更新					

■ 【アクション29】津波避難ビルの指定

【C事業】

取組み概要		津波による浸水被害が想定される地域に津波避難ビルを確保する。				
目標	達成目標	災害発生時に予測される避難者を収容できる避難施設及び津波避難ビル等の一時避難場所が確保されている。				
	数値目標	津波避難ビル（市公共施設以外）指定数 【現況】16→【目標】20				
取組み内 容	年 度 内 容	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
		候補施設の選定				
		津波避難ビル指定に向けた協議				
		協定の締結				
		市民への周知				

■ 【アクション30】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援

【B事業】

取組み概要		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設が行う避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援し、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図る。				
目標	達成目標	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画が作成され、避難体制の強化が図られている。				
	数値目標	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画作成率 100%				
取組み内 容	年 度 内 容	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
		地域防災計画の修正（要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ）				
		避難確保計画作成マニュアル作成				
		要配慮者利用施設の避難支援計画作成支援				
		避難支援計画作成状況の確認				
要配慮者利用施設が行う避難訓練支援						

■ 【アクション31】標識等の整備（津波避難案内表示板、標高表示など）

【C事業】

取組み概要		海水浴場や海浜地区の主要な場所への津波避難案内表示板、公共施設等への標高表示板、津波一時避難施設までの経路上への津波避難経路表示シート及び津波避難経路表示階段蓄光を整備し、津波発生時の被害の軽減を図る。				
目標	達成目標	市内主要場所に、津波避難案内表示板、標高表示板、津波避難経路表示路面シートが設置されている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容	津波避難案内表示板の整備				
		標高表示板の設置、補修				
		津波避難経路表示路面シートの補修				
		津波避難階段蓄光の点検・整備				

■ 【アクション32】マンホールトイレの整備

【C事業】

取組み概要		災害時に避難所となる市内公立小・中学校及び広域避難場所にマンホールトイレシステムを計画的に整備して、安全かつ快適な避難生活に資する。				
目標	達成目標	すべての市立小・中学校及び 3 箇所の広域避難場所にマンホールトイレが整備されている。				
	数値目標	マンホールトイレシステム整備数 【現況】2 箇所→【目標】11 箇所				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	1ヶ所	順次整備			
整備予定場所 ①披露山公園及び付近一帯 ②久木中・小協同運動場及び付近一帯 ③第一運動公園 ④逗子小学校（※） ⑤沼間小学校（※） ⑥沼間中学校 ⑦ 逗子中学校 ⑧池子 小学校 ⑨久木小学校 ⑩久木中学校 ⑪小坪小学校 （※）は整備済						

■ 【アクション33】避難所施設への再生可能エネルギー導入の検討

【C事業】

取組み概要		県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、避難所に指定されている施設への太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を検討する。				
目標	達成目標	各避難施設に対する再生可能エネルギー導入の検討がなされ、設置の優先順位が確定されている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	再生可能エネルギーの導入施設及び優先順位の検討				

取組み3	防災備蓄の充実
目的	食料、飲料水及び生活関連物資等の備蓄を計画的に行い、震災直後の物資の不足に対応する。
対象	市民、学校関係者、事業者
主な取組み項目	【アクション34】食料・飲料水等の備蓄 【アクション35】災害対策用指定井戸の確保 【アクション36】災害時協定の締結

■ 【アクション34】食料・飲料水等の備蓄

【C事業】

取組み概要		震災直後における物資の調達や輸送の困難性に対処するため、飲料水、生活用水、食料及び生活関連物資の備蓄、更新を行う。				
目標	達成目標	計画的な防災備蓄品の購入により、震災直後の市民への飲料水、生活用水、食料及び生活関連物資の供給量が確保されている。				
	数値目標	飲料水・食料の充足率 100% 毛布の充足率【現況】74%→【目標】80%				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	食料更新	保存水更新			
				毛 布 の 購 入		

■ 【アクション35】災害対策用指定井戸の確保

【C事業】

取組み概要		災害対策用指定井戸を確保し、災害時の飲料（生活用）水を確保する。				
目標	達成目標	災害により給水が困難となった場合に備え、市内各地区に災害対策用指定井戸が確保され、地域における応急給水が確保されている。				
	数値目標	災害対策用指定井戸確保数（飲料用及び生活用水用） 【現況】58基→【目標】70基以上				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	井戸情報の収集				
		災害対策用指定井戸提供に関する広報				
		井戸提供者との調整、指定				
		災害対策用指定井戸に関する広報				

■ 【アクション36】災害時協定の締結

【B事業】

取組み概要		災害発生時における物資及び輸送力の提供などの各種応急活動に関する物的支援について、地方公共団体、民間事業者、関係機関等と協定を締結する。				
目標	達成目標	地方公共団体、民間事業者、関係機関等と協定を締結し、震災直後の物資の不足に対応する。				
	数値目標	協定締結件数 【現況】77件→【目標】85件				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	地方公共団体、民間事業者、関係機関等と1～2件／年を目標に協定締結				

取組み4	帰宅困難者対策の推進
目的	災害が発生し交通機関がマヒした場合に備え、一斉帰宅抑制の啓発や一時滞在施設の確保などを行い、一斉帰宅の抑制、帰宅困難者の混乱防止、駅周辺や道路の混雑の軽減を図る。
対象	市民、建物管理者、事業者
主な取組み項目	【アクション37】一斉帰宅抑制の周知 【アクション38】一時滞在施設の確保 【アクション39】帰宅困難者用飲料水等の備蓄 【アクション40】駅周辺事業者等との連携強化

■ 【アクション37】一斉帰宅抑制の周知

【C事業】

取組み概要		帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を県と連携して、市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促す。 また、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知する。				
目標	達成目標	災害が発生し交通機関がマヒした場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則が理解されている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	一斉帰宅抑制の徹底（市民、関係団体など） （防災訓練、広報誌、お出かけ円卓フォーラムなどの場を活用）				
		一斉帰宅抑制の徹底（企業など）（県との連携により実施） 帰宅困難者に関する啓発資料作成・配布				

■ 【アクション38】一時滞在施設の確保

【C事業】

取組み概要		避難所を帰宅困難者用の一時滞在施設として開放するとともに、駅周辺の民間施設を一時滞在施設として活用できるよう、交通事業者を含めた駅周辺民間事業者へ協力を要請し、一時滞在施設を確保する。				
目標	達成目標	駅周辺に帰宅困難者用の一時滞在施設が多く確保されている。				
	数値目標	駅周辺の滞在施設数【現況】1箇所→【目標】5箇所				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	一時滞在施設候補施設の検討				
		駅周辺民間事業者等への協力要請・調整				
		協力事業者等との協定締結				
		一時滞在施設の周知				

■ 【アクション39】帰宅困難者用飲料水等の備蓄

【C事業】

取組み概要		帰宅困難者の一時滞在施設に飲料水等の計画的な備蓄を進める。また、関係機関及び企業等に対し、従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄の促進を図る。				
目標	達成目標	震災直後に想定される帰宅困難者用の飲料水が確保されている。				
	数値目標	備蓄目標：6,060 ドル（2,020人×3ドル） ※避難者用備蓄品で対応する				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	一時滞在施設へ飲料水・食料等の備蓄 (備蓄品目については、施設管理者との協議により決定する。)				
		関係機関及び企業等に対する従業員用備蓄の奨励				

■ 【アクション40】駅周辺事業者等との連携強化

【C事業】

取組み概要		帰宅困難者用の避難所の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等の駅周辺事業者との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して迅速に情報を提供するための対策の検討を行う。				
目標	達成目標	駅周辺事業者等との情報共有体制が整っており、連携した帰宅困難者対策が実施できる。				
	数値目標	—				
取組み内 容	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
	内 容	鉄道事業者、駅周辺事業者との災害対応に関する協議の実施 JR逗子駅、京急新逗子駅、京急バス逗子営業所との情報伝達訓練の実施				

取組み5	事業所の防災活動の促進
目的	事業所の防災活動の促進に努め、災害時において管理施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時における地域との連携体制の整備を図る。
対象	事業所
主な取組み項目	【アクション41】事業所が行う防災活動支援 【アクション42】事業所が策定する各種計画の策定支援

■ 【アクション41】事業所が行う防災活動支援

【C事業】

取組み概要		事業所を対象とした防災教室を実施するとともに、地域との連携体制を構築するため地域内で行われる防災訓練等への積極的参加を奨励するなど、事業所が行う防災活動を支援する。				
目標	達成目標	事業所の災害対応能力が向上しており、自主防災組織との連携体制が構築されている。				
	数値目標	事業所を対象とした防災（火災予防）教室の実施回数 85回以上／年				
	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内容	内容	事業所を対象とした火災予防教室の開催				
		事業所を対象とした防災教室の開催				
		事業所が行う訓練への協力				
		事業所に対し地域で行う訓練情報の提供、訓練参加の奨励				

■ 【アクション42】事業所が策定する各種計画の策定支援

【C事業】

取組み概要		事業所が策定する防災計画、災害時避難計画、災害時における業務継続計画などの策定支援を行う。				
目標	達成目標	各事業所として必要な計画が策定されている。				
	数値目標	—				
年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	
取組み内容	内 容	計画策定に必要な資料提供				
		計画策定時の助言など				

【基本目標3】都市災害を防ぐまちづくり

取組み1	消防力の整備・強化
目的	地震による被害や地震火災が発生した際、救助・救急活動や消火活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救急・救助活動や搬送に係る人材や資機材、消火活動に係る消防水利などの充実を図る。
対象	消防本部、消防署、消防団
主な取組み項目	【アクション43】消防車両・資機材の整備強化 【アクション44】消防団の拡充、消防団詰所の整備 【アクション45】消防水利の整備

■ 【アクション43】消防車両・資機材の整備強化

【C事業】

取組み概要		中高層建築物等の増加と火災発生源の変化に伴う災害要因の特殊性に対処するため、消防車両の整備と近代化を図る。				
目標	達成目標	逗子市消防計画に基づく更新基準により、消防車両の整備が行われている。				
	数値目標	消防本部・署配置の16車両及び消防団10車両のうち、12車両が更新されている。				
	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内容	内容	逗子救急1	逗子指令1 逗子梯子1 (OH) 第4分団	逗子水槽1 逗子搬送1 逗子小坪1 第3分団	逗子広報1 逗子1 第2分団	逗子救助1 第8分団

■ 【アクション44】消防団の拡充、消防団詰所の整備

【C事業】

取組み概要		防災訓練等の場を活用して、消防団活動に対する理解を促進し消防団への参加、協力体制の環境づくりに努めるとともに、あらゆる災害や大規模地震に備える消防団活動拠点としての機能を果たすために、老朽化した消防団詰所の整備を進める。				
目標	達成目標	消防団詰所が、公共施設中長期配備構想に基づく整備方針により計画的に整備されている。				
	数値目標	新耐震化基準を満たしている消防団詰所割合 【現況】5／9→【目標】8／9				
取組み内 容	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	第2分団	第3分団			
		第5分団				
		第9分団				

■ 【アクション45】消防水利の整備

【C事業】

取組み概要		消防水利の耐震化を促進し、災害時に発生する可能性が高い同時多発火災や大規模大火に対して、有効かつ長時間使用できる水利を確保し、災害に強いまちづくりを目指す。				
目標	達成目標	消防水利を含むあらゆる水利について、耐震性・活用性についての検討ができる計画的に整備されている。				
	数値目標	市内の耐震性を有する防火水槽の割合 【現況】39.2% → 【目標】40.8%				
取組み内 容	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	新設建物へ、耐震性防火水槽を設置する				
		河川等の改修時に、消防水利として給水が可能な場所を新設する				
		井戸などの水源について、施策を講じて消防水利としての活用を図る				

取組み2	広域応援受入体制の整備
目的	消防組織の広域化により、消防本部が保有する、部隊数、人員数が増加し、消防力が強化され、災害発生時において多数部隊の統一的な運用による、効果的な対応が可能となる。また消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署の配置及び担当区域の適正化が容易となり、災害現場到着時間の短縮等の効果が期待できる。
対象	消防本部、消防署、関係機関、公共施設
主な取組み項目	【アクション46】消防広域化へ向けた検討・調整 【アクション47】災害時応援協定の締結 【アクション48】臨時ヘリポートの整備 【アクション49】ヘリサイン表示の整備

■ 【アクション46】消防広域化へ向けた検討・調整

【C事業】

取組み概要		県が策定した「神奈川県消防広域化推進計画」で設定された三浦半島地区ブロック内市町と、消防広域化へ向けた検討、調整を必要に応じて実施する。				
目標	達成目標	消防力の現況、消防を取り巻く環境及び人口動態をふまえ、広域化への課題が把握されている。				
	数値目標	—				
	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内容	内容	連携・協力体制の検討	広域化の検討、調整 連携・協力の推進		連携・協力実施計画の作成	

■ 【アクション47】災害時応援協定の締結

【C事業】

取組み概要		他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、遠方にある自治体及び関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。				
目標	達成目標	災害時応援協定の締結により、多くの自治体及び関係機関との連携体制が構築されている。				
	数値目標	県外自治体との協定締結数 【現況】1件 → 【目標】2件				
		年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)
		内 容	協定締結自治体の検討			
			協定締結自治体との調整			
			協定の締結			

■ 【アクション48】臨時ヘリポートの整備

【C事業】

取組み概要		道路網が著しく被害を受け、陸路による食料や物資の配送が困難な状況に備え、県指定の臨時ヘリポート以外のヘリコプター離着陸可能場所を把握し、災害時にはその情報を応援機関に提供する。				
目標	達成目標	市内に所在する臨時ヘリポートとして使用できるヘリコプター着陸可能場所を把握している。				
	数値目標	—				
		年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)
		内 容	臨時ヘリポート候補地の検討			
			臨時ヘリポート候補地管理者との調整			
			県への申請			

■ 【アクション49】ヘリサイン表示の整備

【C事業】

取組み概要		災害発生時に、上空から主要施設を認識し、被災状況を容易に把握できるよう、公共施設や学校などの屋上に施設名を表示するヘリサイン表示を整備する。				
目標	達成目標	市内にヘリサイン表示が整備されており、上空から重要施設や被災場所を把握することができる。				
	数値目標	ヘリサイン表示箇所【現況】〇箇所 → 【目標】3箇所以上				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	ヘリサイン表示施設の検討（屋上のある公共施設、学校など） ┌─────────────────┐ ヘリサイン表示施設管理者との調整 └─────────────────┘ ヘリサインの表示 ┌─────────────────┐				

取組み③	救急・救助体制の整備
目的	災害時の活動に必要な防災資機材等の整備、医療機関等との協議などにより、機動的な救助・救急体制及び災害医療体制の確保を図る。
対象	消防、消防署、防災関係機関、地元医師会
主な取組み項目	【アクション50】救急・救助用資機材の強化 【アクション51】医療機関との協議 【アクション52】防災関係機関との連携及び訓練の実施

■【アクション50】救急・救助用資機材の強化

【C事業】

取組み概要		災害時の救急・救助活動に必要な資機材等の整備や装備の充実を図り、機動的な救助・救急体制を確保する。				
目標	達成目標	災害時の救急・救助活動に必要な資機材等が整備されている。				
	数値目標	—				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内 容	複雑多様化する救助事故に対応した資機材の整備及び更新				
		救急活動の高度化に対応した資機材の整備及び更新				

■ 【アクション51】医療機関との協議

【C事業】

取組み概要		災害発生時における救急・救護活動を円滑に行うため横須賀・三浦地域災害医療対策会議への参加、地元医師会、災害拠点病院等との協議などにより、必要事項を確認するとともに、協力体制を構築する。					
目標	達成目標	関係医療機関と災害時の対応について必要な協議が行われ、協力体制が構築されている。					
	数値目標	—					
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	
取組み内 容	内 容	横須賀・三浦地域災害医療対策会議への出席		逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会等との協議		災害拠点病院（横須賀共済病院、横須賀市民病院）との協議	

■ 【アクション52】防災関係機関との連携及び訓練の実施

【C事業】

取組み概要		災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、防災訓練などにおいて応援体制を検証するとともに、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築する。					
目標	達成目標	防災関係機関と災害時の対応について必要な協議や訓練の実施等を通じて協力体制が構築されている。					
	数値目標	—					
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	
取組み内 容	内 容	防災関係機関との協議		総合防災訓練の実施		津波避難訓練の実施	
		各種災害対応訓練の実施					

③ 逗子市安心安全アクションプラン 防犯編

1 誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくり

逗子市は歴史的には犯罪の少ない安全なまちとして認識されていましたが、より安全なまちとするために、平成17年頃から自治会等の自主的な防犯活動団体による児童の見守りや地域のパトロールが開始され、地域の自主的な活動団体に対する市からの支援も始まりました。

逗子市の刑法犯罪の認知件数は、平成14年の800件をピークとして、その後は、減少傾向にあるものの、毎年300件前後の刑法犯罪が発生しています。

また、最近では、全国的に高齢者を標的とした悪質な犯罪が発生しています。

このような情勢の中、市は、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安心は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起きにくいまちをめざします。

2 逗子市の刑法犯罪種別発生件数

(単位：件数)

年別	総数	凶悪犯	粗暴犯	盗犯	その他
平成21年	368	2	41	271	54
22年	441	2	39	319	81
23年	456	1	42	316	97
24年	369	5	43	264	57
25年	340	10	31	241	58
26年	250	0	27	172	51
27年	359	0	27	262	70
28年	325	1	33	218	73
29年					

(逗子警察資料による)

3 基本目標と取組み体系図

【基本目標1】誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくり		
【取組み1】市民一人ひとりの防犯意識の向上	事業分類	
【アクション53】地域安心安全情報共有システムの運用	A	
【アクション54】高齢者の特性に対応した防犯情報の提供	C	
【取組み2】地域の安全は地域で守る意識の向上		
【アクション55】逗子市防犯推進連絡協議会の開催	A	
【アクション56】防犯活動団体への支援	A	
【アクション57】青色回転灯付きパトロールカーの活動強化	A	
【アクション58】県、警察、防犯活動団体等との連携強化	C	
【取組み3】防犯環境に配慮した環境整備		
【アクション59】公共施設設置時のチェック体制の検討	C	
【アクション60】地域防犯カメラの普及	C	

4 実施計画

【基本目標1】誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくく いまちづくり

取組み1	市民一人ひとりの防犯意識の向上
目的	警察、防犯活動団体等と連携した広報、啓発活動により、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、誰もが安心して暮らせる、犯罪の起きにくくいまちづくりの推進を図る。
対象	市民、警察、防犯活動団体等
主な取組み項目	【アクション53】地域安心安全情報共有システムの運用 【アクション54】高齢者の特性に対応した防犯情報の提供

■ 【アクション53】地域安心安全情報共有システムの運用

【A事業】

取組み概要		犯罪発生状況及び防犯対策に関する情報をメール配信して、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、不審者情報等の的確な犯罪情報の提供について警察との連携を図る。				
目標	達成目標	防犯に関する情報の共有により、市民一人ひとりの防犯意識の向上が図られている。				
	数値目標	防犯情報登録者数 【現況】10,134人→【目標】11,000人				
取組み内容	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
	内容	地域安心安全情報共有システムの普及、登録の奨励（市広報誌、警察HP等により案内） 不審者情報等のタイムリーな提供				

■ 【アクション54】高齢者の特性に対応した防犯情報の提供

【C事業】

取組み概要		防犯関係団体と連携し高齢者に対する防犯知識の浸透や地域安心安全情報共有システムによる情報提供等を行い、高齢者を標的とした犯罪（特に振り込め詐欺、悪徳商法など）の未然防止を図る。				
目標	達成目標	高齢者を標的とした犯罪防止の知識が、充分周知されている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018年 (平成 30 年)	2019年 (平成 31 年)	2020年 (平成 32 年)	2021年 (平成 33 年)	2022年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容	警察と防犯関係団体が連携した啓発活動の実施				
		民生委員・児童委員、高齢者団体（ズシップ、地域のサロン）への働きかけ				

取組み2	地域の安全は地域で守る意識の向上
目的	地域コミュニティにより、地域の特性に応じたパトロール、子ども見守り、少年非行防止等の各種自主防犯活動を推進する。
対象	市民、警察、防犯関係団体
主な取組み項目	【アクション55】逗子市防犯連絡推進連絡協議会の開催 【アクション56】防犯活動団体への支援 【アクション57】青色回転灯付きパトロールカーによる活動強化 【アクション58】県、警察、防犯活動団体等との連携強化

■ 【アクション55】逗子市防犯推進連絡協議会の開催

【△事業】

取組み概要		逗子市防犯推進連絡協議会の開催により、市民、地域団体、事業者、行政機関等が連携・協働して安全・安心なまちづくりを推進する。				
目標	達成目標	逗子市防犯推進連絡協議会の活性化が図られている。				
	数値目標	逗子市防犯推進連絡協議会の開催 2回以上／年				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容					
		逗子市防犯推進連絡協議会の開催				
		安全安心まちづくりに関する情報交換及び連携強化活動の実施				
		自主防犯活動の推進活動の実施				
		安全安心まちづくりに関する普及・啓発の実施				

■ 【アクション56】防犯活動団体への支援

【A事業】

取組み概要		防犯活動団体に対する補助金交付及びベスト等の貸与等による支援を行い、活動の活性化を図る。				
目標	達成目標	防犯活動団体の活発な活動により、市民の防犯意識が高まっている。				
	数値目標	防犯活動団体数 【現況】96 団体→【目標】96 団体（現状維持）				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容					
		防犯関係団体に対する補助金交付				
		防犯関係団体に対するベスト等の貸与				
		間接防犯活動への支援				

■ 【アクション57】青色回転灯付きパトロールカーの活動強化

【A事業】

取組み概要		警察、防犯活動団体と連携し、青色回転灯付きパトロールカーによる定期的な巡回パトロールを行う。				
目標	達成目標	地域の防犯意識が高まっている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)	2021 年 (平成 33 年)	2022 年 (平成 34 年)
取組み内 容	内 容					
		子ども安全の日（毎月 1 日）パトロールの実施				
		防犯の日（毎月 10 日）パトロールの実施				
		交番の日（毎月 27 日）パトロールの実施				

■ 【アクション58】県、警察、防犯活動団体等との連携強化

【C事業】

取組み概要		県等の実施する防犯フォーラム、情報交換会等に参加して防犯に関する情報を入手し、防犯活動団体等と情報及び課題を共有する。				
目標	達成目標	警察、防犯活動団体等と防犯情報及び活動課題の共有ができる。				
	数値目標	—				
年度		2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	防犯フォーラムへの参加				
		防犯情報交換会への参加				

取組み3	防犯環境に配慮した環境整備
目的	公共施設（公園、広場、生活道路など）の設置に際し、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点からのチェック体制を整備する等の防犯対策の実施により、防犯を意識したまちづくりを推進する。
対象	自主防災組織、市内公共施設等
主な取組み項目	【アクション59】公共施設設置時のチェック体制の検討 【アクション60】地域防犯カメラの普及

■ 【アクション59】公共施設設置時のチェック体制の検討

【C事業】

取組み概要		防犯の観点からの公共施設設置基準を策定するとともに、そのチェック体制を検討する。				
目標	達成目標	公共施設設置に際しての防犯の観点からの設置基準が策定され、チェック体制が整っている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	設置基準の策定		チェック体制の検討		

■ 【アクション60】地域防犯カメラの普及

【C事業】

取組み概要		自治会、町内会等が設置する防犯カメラについては、県と連携した補助金交付制度を実施する。 防犯カメラに関しては、「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」に基づき、適正な管理運用を示す。				
目標	達成目標	設置希望団体すべてに防犯カメラが設置され適正な運用がなされている。				
	数値目標	—				
	年 度	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)
取組み内 容	内 容	補助金制度				
		「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」の普及				

逗子市安全安心に関する懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画に位置付けられた「災害に強く、犯罪のない安全なまち」を推進するため、防災や防犯に係る諸問題等に関し、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に、逗子市安全安心に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 住民自治協議会の推薦を受けた者
- (4) 市関係各課の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、防災安全課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。